

令和4年6月から 児童手当制度が一部変更となります

令和4年6月から、児童手当制度が一部変更となります。今回の変更は児童手当法の改正に伴うもので、全国共通となります。変更点は以下の2点です。※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】子育て支援課子ども家庭担当(☎282-1711 内線1182)

変更点① 特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます

⇒所得額により特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)が支給されない方が発生します。

児童手当法の一部改正により、令和4年6月(令和4年10月支給分)から「所得制限限度額」に加えて「所得上限限度額」が創設されます。

- 児童を養育している方の所得額が、下表において、
- ▽「①所得制限限度額」未満の方は…「**児童手当**」(児童1人当たり月額1万円または1万5千円)が支給されます。
 - ▽「①所得制限限度額」以上「②所得上限限度額」未満の方は…「**特例給付**」(児童1人当たり月額一律5,000円)が支給されます。
 - 【新設】▽「②所得上限限度額」以上の方は…児童手当等は支給されません。

また、資格喪失となり児童手当等が支給されなくなった後に、所得が「②所得上限限度額」を下回った場合は、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数(カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額【新設】	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人(前年末に児童が生まれていない場合等)	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人(児童1人の場合等)	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

変更点② 現況届の提出が原則不要になります

村ではこれまで、児童手当受給者に現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年6月以降は、村が受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を原則不要とします。ただし下記の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方

- ▽配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が東海村と異なる方
- ▽支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ▽離婚協議中で配偶者と別居されている方(同居父母)
- ▽法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ▽その他、東海村から提出の案内があった方

【以下の変更事項があった方は、村への届け出が必要です】

- ▽児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ▽受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市町村や海外への転出を含む)
- ▽受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ▽一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ▽受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ▽離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ▽国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき